

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第4回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

6 表見代理

1. 表見代理の意義

無権代理行為は無効。但し、無理からぬ事情で相手方が無権代理人を有権代理人と誤信した時には、本人はその無権代理行為について責任を負い、無効を主張できなくなる（有効となる）。これを表見代理という。この表見代理が成立するには次の3種類がある。

2. 表見代理の種類

(1) 代理権授与の表示による表見代理（109条）

本人が「他人に代理権を与えた」と相手方に表示したのに、実際には与えていなかった時で、その者が表示された代理権の権限内で相手方と法律行為をした時。

【要件】

- ① ある者に代理権を与えた旨の表示をしたこと
- ② 無権代理人がその表示された権限内の行為をしたこと
- ③ 相手方の善意・無過失

【効果】

本人に効果帰属する

※ 重要ポイント

① **（最判 S35. 10. 21）東京地方裁判所厚生部事件**

「代理権を与えた旨の表示」とは、必ずしも「代理権」等の言葉を用いたものでなくても良い

② 表示の方式は、書面・口頭を問わない

(2) 越権行為による表見代理（110条）

代理人が権限外の行為をした時で相手方が権限内の行為だと信ずべき正当な理由がある時。

↓

代理人が権限外の行為をした事につき、相手方が善意・無過失だった時

【要件】

- ① 無権代理人に基本権限(基本代理権)があること
- ② 無権代理人がその表示された権限外の行為をしたこと
- ③ 相手方の善意・無過失

【効果】

本人に効果帰属する

※ 重要ポイント

① 無権代理人の基本権限(基本代理権)は、私法上の法律行為に関する代理権に限る。

㊸ ㊹

㊺

（最判 S35. 2. 19）

勧誘行為は、単なる事実行為に過ぎず、法律行為ではないので、110条の基本権限とはいえない。（代理制度は、法律行為を他人が変わって行う制度であるから。）

㊦ - 1

(最判 S39. 4. 2)

事案の概要

AはBに印鑑証明書交付申請手続きの代理権を与えた。Bは取得した印鑑証明書を利用して、Cとの間で、A所有不動産に抵当権を設定する契約をした

争点

公法上の行為にも表見代理は成立するか？

〈判旨〉

表見代理は成立しない。なぜならば、印鑑証明書交付申請手続きの代理権は、公法上の行為の代理権にすぎず、私法上の行為の代理権ではないので、110条の基本権限とはいえないから。

(代理制度は、私的自治の補充・拡張を目的とする制度であるから。)

参考+α**3. 110条の表見代理に関する判例**

㊦ - 2

(最判 S46. 6. 3)

事案の概要

AはBに、A所有不動産を贈与したので、その所有権移転登記手続きの代理権を与え、登記手続きに必要な書類を交付した。Bはそれらの書類を利用して、Cとの間で、自己の債務についてAを連帯保証人とする契約をした。

争点

公法上の行為にも表見代理は成立するか？

〈判旨〉

表見代理は成立する。なぜならば、登記申請手続きの代理権は、公法上の代理権ではあるが、それが私法上の取引行為の一環として与えられた場合は、110条の基本権限と言えるから。

(登記申請行為は、形式的には公法上の行為であるが、私法上の売買契約に基づいて行われるものだから、同時に私法上の行為としての性格を有しており、私法上の取引の一環として行われる場合は、その私法上の作用を見過ごすことはできないから)

(3) 代理権消滅後の表見代理 (112条)

代理人が代理権消滅後に代理行為をした時。

代理権消滅後につき、相手方は善意・無過失である事が必要。

【要件】

- ① かつて代理権があったこと
- ② かつて与えられた代理権の範囲内であること
- ③ 相手方の善意・無過失

【効果】

本人に効果帰属する

けんちゃん用語チェック

事実行為とは・・・人の意思に基づかないで法律効果を発生させる行為です。

例えば、他人の動産を加工した場合は原則的に、その加工物の所有権は加工者でなく材料の所有者が取得するという法律効果を生じます（246条）。

この法律効果は加工者の意思のいかんにかかわらず発生しますので、加工は事実行為となります。

加工以外にも遺失物の拾得や事務管理などがあります。

法律行為とは・・・人が法律効果を発生させようとする行為を言います。当事者の意思表示が法律行為成立の要件です。

参考＋α**4. 代理人の権限濫用**

★ それでは代理権の濫用があった場合はどおなるのか？判例は以下のように言っている

（最判 S42. 4. 20）

代理人が自分の利益を図る為に、権限内の代理行為をした時（代理権の濫用をした）は、相手方が代理人の意図を知っていた又は知る事ができた時は、本人は責任を負わない

《余談》

哲学者 JS・ミルの言葉です。

「満足した豚よりも不満足な人間でいたい。さらに私は、満足した人間よりも不満足なソクラテスになりたい」

さしずめ皆さんは、ソクラテスを目指しているんですね！

だから美しいですよ♪

第7章 無効・取消し・追認・条件・期限

| | 無効 | 取消し |
|-------|---|--|
| 効力 | 当初から効力なし | 取消すまでは有効。取消すと遡及的に無効となる (121条) |
| 主張権者 | 何人でも可 | 制限行為能力者、その代理人・承継人 瑕疵ある意思表示をした者、その代理人・承継者(120条) |
| 主張期間 | 制限なし | 追認可能時から5年間 行為時から20年間(126条) |
| 追認の可否 | 追認できない(119条) | 追認した時は以後取消すことできない |
| 具体例 | <ul style="list-style-type: none"> ・意思無能力 ・公序良俗違反(90条) ・心裡留保で相手方が悪意または有過失(93条但し書き) ・通謀虚偽表示(94条) ・錯誤(95条) | <ul style="list-style-type: none"> ・制限行為能力 ・詐欺または強迫(96条) |

参考+α

1. 法定追認

(第125条)

前条の規定により追認をすることができる時以後に、取消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認したものとみなす。ただし、異議をとどめたときはこの限りでない。

- 1、全部又は一部の履行
- 2、履行の請求
- 3、更改
- 4、担保の供与
- 5、取消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 6、強制執行

この民法125条は1号から6号までが規定されており、法定追認といいます。

追認をするには、その行為が取消すことができるものであるということを自分が分かっていることが必要です。

しかし、この法定追認は本人がそのような事情を知っていることが必要ありません。

法律で当然に追認がなされたことになるので、法定追認といいます。1号、3号、4号、は債務者、債権者を問わずどちらがしたとしても追認の効力が生じます。

反対に、2号、5号、6号は取消権者がした場合でないと追認の効力は生じません。少し分かりにくいので、2号の履行の請求を使って一つだけ説明します。

例えば、未成年者Aが単独で、Bにバイクを売りました。この場合、取消権者はAですよね。

この時に、Aが成年になった後に、Bに対してバイクの代金の支払い請求をしたとします。

これは履行の請求にあたるので、法定追認となります。

しかし、反対にBがAに対してバイクの引渡し請求をしたとしても、法定追認は生じません。

ですから、Aはまだ取消することができます。

さらに23年の行政書士試験問題からです。

問題：BがAに騙されてAから絵画を購入し、これをCに転売した場合、その後になってBがAの詐欺に気がついたとしても、当該絵画を第三者に譲渡してしまった以上は、もはやBはAとの売買契約を取り消すことはできないか？

解答：できる

詐欺による取消しができなくなる理由として、「追認」「法定追認」がある。

民法第125条5号では「取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡」が、法定追認になると規定しており、法定追認となるためには、追認をすることができる時以降に法定追認となる行為をしたことが要求される。

この問題において、BがCに転売したのは、詐欺に気が付く前であり未だ追認できる時とはなっていないため、法定追認には該当しない。

したがって、Bは追認できるときから5年間、行為の時から20年間は取り消すことができる（民法第126条）。

けんちゃんのごろ合わせ

法定追認事由ゴロ合わせ

し っ ぽ り と じ ょう ずな せい こう (しっぽりと上手な性交)
6号 4号 1号 5号 2号 3号

4 条件・期限・期間

1. 条件

128条：条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害する事ができない。

(例) 井戸はAさんに「試験に受かったら時計をあげる」と言った。その後、Aさんは試験に合格したが井戸は既にその時計をコメ兵に売却していた。しかし、Aさんは井戸に時計の引渡しを請求できる。

(条件付法律行為は相手方に期待を持たせる。その期待を権利だと解し、侵害を禁止する趣旨)

130条：条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げた時は、相手方は、その条件が成就したものとみなす事が出来る。

132条：不法な条件を付した法律行為は無効とする。また、不法な行為をしない事を条件とするものも無効とする。

第8章 時効

2 取得時効

「取得時効」とは、他人の物を一定期間占有することにより、権利（所有権等）を取得する制度。

1. 所有権の取得時効

(1) 要件

原則：次の3つを備えれば取得時効が完成する。

- ① 所有の意思がある（自主占有という）
- ② 平穩かつ公然と占有している
- ③ 20年間継続して占有している

※ 上記3要件を備えれば悪意者でも時効取得できる。って事に注意してね

例外：次の4つを備えれば取得時効が完成する。（10年の短期取得時効という）

- ① 所有の意思がある（自主占有という）
- ② 平穩かつ公然と占有している
- ③ 占有の開始時に占有権原がないことに善意・無過失
- ④ 10年間継続して占有している

※ ①についての判例

（最判 S58. 3. 24）

「占有者がその性質上所有の意思のないものとされる権原に基づき占有を取得した事実が証明されるか、又は占有者が占有中、・・・中略・・・外形的客観的にみて占有者が他人の所有権を排斥して占有する意思を有していなかったものと解される事情が証明されるときは、占有者の内心の意思のいかんを問わず、その所有の意思を否定し、時効による所有権取得の主張を排斥しなければならないものである。」 従って、「～または～」を立証すれば、良い。

けんちゃんの応用

「自主占有」・「平穩」・「公然」・「占有権原がないことに善意」については
186条①が証明しているから

- ① 占有開始時に自らが占有していた
 - ② 現在も占有している
 - ③ 占有権原がない事に無過失
- ← 186条②により

の3つを証明さえすれば、10年の短期取得時効完成

けんちゃんの用語

占有権原とは占有を適法に出来る根拠となる権利。

所有権という言葉に置き換えて読むと理解しやすいぴよん

2. 所有権以外の財産権の取得時効

(最判 S43. 10. 8)

AはBに土地を賃貸していたがBはAに無断でCにこの土地を転貸して20年が経過した。AはCに土地の明渡しを請求できるか？



土地の継続的な用益という外形的事実がありかつそれが賃借の意思に基づく事が客観的に表現されていれば土地の賃借権を時効取得できる。

3 消滅時効

「消滅時効」とは、権利を行使できるのにもかかわらず行使しない状態が一定期間続いたため、これまで持っていた権利が消滅する制度。

1. 「権利」を行使しないこと

権利の内、債権や所有権以外の財産権が消滅時効の対象となり、占有権は消滅時効にかからない。また、所有権も消滅時効にかからない。

2. 消滅時効期間

- ① 債権・・・10年
- ② 債権又は所有権以外の財産権・・・20年
- ③ 短期消滅時効にかかる債権・・・1年～5年
- ④ 確定判決によって確定した権利・・・10年

4 時効の一般原則

1. 時効完成の効果

(1) 取得時効の場合

占有開始時に遡って所有権を取得する。(144条)

- ①の例 AはBの所有する山を20年間占有した。20年後、Aは時効により山の所有権を得たがBより時効期間中の山林伐採代を請求された。



占有開始時に遡って所有権を取得する為、時効期間中に切った山林はAのものになる。

- ②の例 AがBの建物を所有の意思を持って占有し19年経過した時に、CはBの建物を権限なく損壊した。Aはさらに占有を続け20年が経過した場合、Cに対して損害賠償を請求できるのはAである。なぜなら時効完成の効果は起算日に遡るから。

(2) 消滅時効の場合

権利の消滅である(167条)が、時効の効力はその起算日に遡る(144条)から、消滅時効により債務を免れた者は、起算日以後の利息を払う必要もない。